

最低制限価格制度について

最低制限価格の算出方法

(1) 建設工事（解体工事を除く）

深谷市最低制限価格制度取扱要綱第4条第1項

ア 直接工事費×97%

イ 共通仮設費×90%

ウ 現場管理費×90%

エ 一般管理費×68% ※令和4年度 改正箇所

アからエの合計額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

ただし、算出した額が設計金額の92%を上回る場合は92%の額とし、75%を下回る場合は75%の額とする。

(2) 解体工事等（有価物売却費あり）

深谷市最低制限価格制度取扱要綱第4条第2項の規定に基づく適用基準

ア 直接工事費×75%

イ 共通仮設費×70%

ウ 現場管理費×70%

エ 一般管理費×30%

アからエの合計額から有価物売却費を控除した額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

ただし、算出した額が設計金額の70%を下回る場合は70%の額とする。

(3) 解体工事等（有価物売却費なし）

深谷市最低制限価格制度取扱要綱第4条第2項の規定に基づく適用基準

ア 直接工事費×75%

イ 共通仮設費×70%

ウ 現場管理費×70%

エ 一般管理費×30%

アからエの合計額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

ただし、算出した額が設計金額の70%を下回る場合は70%の額とする。

(4) 一部の解体工事及び建設コンサルタント業務

深谷市変動型最低制限価格制度試行実施要綱第4条

ア 有効な入札参加者数に100分の60を乗じて得た数（その端数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を算定数とする。

イ 入札価格の低いものから算定数分の入札について、その平均価格（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を求め、その数に100分の85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と、深谷市最低制限価格制度取扱要綱第4条第2項の規定に基づく適用基準（以下「適用基準」という。）による算定額を比較し、いずれか低い方をその入札における最低制限価格とする。

ただし、有効な入札参加者数が3者に満たないときは、最低制限価格を設けないものとする。

※ 変動型最低制限価格を適用する場合は、公告にその旨を記載します。

(5) コンサル・その他業務

深谷市最低制限価格制度取扱要綱第5条

設計金額×80%の額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。